

辺野古裁判と 誇りある沖縄の自治

— 裁判の今とこれから —

2023. 4. 22 [土]

13:30 (開場) 14:00 ~ 16:30

会場：琉球新報ホール

プログラム

司会：白藤 博行 氏 (専修大学名誉教授)

◇開会のあいさつ 徳田 博人 氏 (琉球大学教授)

◇共催あいさつ 高里 鈴代 氏 (オール沖縄会議共同代表)

◇変更不承認処分についての高裁判決の問題点と最高裁への展望 加藤 裕 氏 (弁護士)

◇辺野古問題と司法 紙野 健二 氏 (名古屋大学名誉教授)

◇パネルディスカッション

司会：本多 滝夫 氏 (龍谷大学教授)

登壇：加藤 裕 氏、紙野 健二 氏、立石 雅昭 氏 (新潟大学名誉教授)、

川津 知大 氏 (弁護士)、岡田 正則 氏 (早稲田大学教授)

◇玉城デニー知事あいさつ

主催：辺野古訴訟支援研究会 共催：オール沖縄会議

辺野古裁判と 誇りある沖縄の自治

— 裁判の今とこれから —

目次

I 「変更不承認処分についての高裁判決の問題点と最高裁への展望」	
	加藤 裕 氏 (弁護士) …… 02
II 「辺野古問題と司法」	
	紙野 健二 氏 (名古屋大学名誉教授) …… 04
III 「辺野古新基地、高裁判決の問題点—軟弱地盤と耐震設計の検証無し—」	
	立石 雅昭 氏 (新潟大学名誉教授) …… 08
IV 「住民の抗告訴訟について」	
	川津 知大 氏 (弁護士) …… 14
V 辺野古訴訟をめぐる年表	…… 19
VI 公有水面埋立設計変更不承認をめぐる関連資料	…… 23
(1) 関連法 (条文抜粋)	…… 24
(2) 2021年11月25日の沖縄県知事の不承認処分	…… 28
(3) 2023年3月16日付け高裁判決骨子	
2号事件 (関与取消訴訟)	…… 38
3号事件 (是正の指示取消訴訟)	…… 39
(4) 知事コメント (関与取消訴訟の上告受理申立理由書について)	…… 42

2023. 4. 22 [土]

13:30 (開場) 14:00 ~ 16:30

会場：琉球新報ホール

I 変更不承認処分についての高裁判決の問題点と最高裁への展望

弁護士 加藤 裕

■ 国の2つの関与

玉城知事：変更不承認処分

→ 沖縄防衛局：行政不服審査請求

→ 国交大臣：裁決による取消 = 本件裁決（行政不服審査法）

→ 国交大臣：承認処分を求める是正の指示 = 本件是正の指示（地方自治法）

■ 国の自治体への違法な関与を争う2つの訴訟（地方自治法）

① 裁決取消請求訴訟

② 是正の指示取消訴訟

■ 最高裁の審理へ

3月23日 上告受理申立（法令解釈に関する重要事項）

4月10日 上告受理申立理由書提出

夏？ 最高裁判決へ

■ 何が問題かー本訴の争点

1 埋立変更承認申請にかかる処分は国「固有の資格」に基づいて受けたものか

* 埋立承認処分について「固有の資格」を否定した2020年3月26日最高裁判決との異同

= 埋立承認処分と埋立変更承認処分の異同

→ 私人権利利益の救済を目的とする行政不服審査請求適格はなく（同法7条2項）、本件裁決は無効

2 国の権限濫用行為

* 事業者（沖縄防衛局）・行政不服審査請求の審査庁（国交大臣）・行政上の監督権限を行使する公有水面埋立法所管大臣（国交大臣）の一体化

3 災害防止要件（公水法4条1項2号）の判断

* 司法審査基準：「専門的技術的な知見に基づいてなされた知事の判断」に不合理があるか

* 高裁：港湾基準を解説した図書（港湾基準・同解説）を審査基準とした

* B-27 のボーリング調査の必要性・安定性照査の調整係数の適切性

4 環境保全要件（公水法4条1項2号）の判断

* 司法審査基準：「専門的技術的な知見に基づいてなされた知事の判断」に不合理があるか

* 高裁：承認処分時の環境保全措置から「特段の事情」があるか否かを判断

* ジュゴンの生息状況が変化したもとの、水中音にかかる環境保全措置や監視体制について再検討の必要性

* SCP 工法による埋立部分以外の海底盛り上がり箇所環境保全措置

5 国土利用上適正合理的要件（公水法4条1項1号）

- * 司法審査基準：知事の広い裁量判断に対し、「事実の基礎を欠いたり社会通念に照らし明らかに妥当性を欠いたりする」かどうか
- * 高裁：埋立の期間は承認審査で重要な考慮要素でなかった、辺野古の事業が進んでいる、他に手段がない、だから要件不適合との判断は不合理
- * 時間がかかりすぎる、埋立の合理性がない、という知事の判断が「事実の基礎を欠いたり社会通念に照らし明らかに妥当性を欠く」といえるのか

6 変更承認申請の「正当事由」（公水法13条の2）

- * 高裁：客観的に必要性があれば正当事由は認められる
- * 調査を怠って後出しで工事変更したことにて「正当」といえる事由があるか

Ⅱ 辺野古問題と司法

名古屋大学名誉教授 紙野 健二

一 司法と行政訴訟

1 はじめに

行政事件には一般の民事刑事とことなる特色が多い。原告には国民（個人や団体）も行政（国公共団体等）もなることがあるが、訴訟の類型や当事者が定められ、もともと制約が多い。

2 行政訴訟では特に多くの決まりがある

行政訴訟それぞれにつき要件が多くもともと制約があり、具体的な利害に関わらない訴訟は法律に定められているものに限られる。したがって、争点につき司法の判断を求めてもこれへの答えが実質的にない場合が少なくない。今回県がある問題につき複数の訴訟をしているのもこういう事情による。その場合、その時点で事実が仮にでも確定する格好で事実が推移することになる。実はこの効果は大変大きい。

3 地方自治体と国との訴訟のありよう

これについての法律の整備は長年放置されたままである。先の方権改革でも双方が対等な立場で司法判断をうける仕組みには至らなかった。その裏には両者をなお内部関係における委任関係と考え、訴訟で県と国が争うなど異例という思考さえ蔓延しており、その下で辺野古問題が生じている。ここには多くの問題がここには集約されている。

二 これまでの訴訟と今の段階

ここでは県が当事者となっている埋立問題に限り、サンゴ特別採捕許可問題も省く。

1 埋立承認の取消（当初の処分に瑕疵） 不作為違法確認訴訟

20160916 福岡高裁 請求棄却 * 県の承認を適法として大臣の是正指示に従わない県の不作為を違法。

20161220 最高裁（二小） 上告棄却 * 高裁判決を支持

2 埋立承認の撤回（処分後の事情変化） 裁決取消訴訟

① 裁決取消抗告訴訟

20201127 那覇地裁 訴え却下 * 法律上の争訟ではない

20211215 福岡高裁 控訴棄却 * 原告適格がない

20221208 最高裁（二小） 上告棄却 * 原告適格がない。

② 裁決取消関与訴訟

20191023 福岡高裁 訴え却下 * 裁決が審査対象の関与に当たらない。

20200326 最高裁（一小） 上告棄却 * 審査対象の処分とはいえない。

3 計画変更承認申請の拒否（不承認） 裁決取消訴訟と指示取消訴訟

① 抗告訴訟

那覇地裁 地裁で4月末から審理開始予定

② 関与訴訟

2023316 福岡高裁 請求棄却 * 裁決は無効でなく関与ではない、不承認には裁量権の逸脱濫用があり、指示は適法。

現在 最高裁で審理開始。

三 問題の検討

1 先月末から沖縄二紙に連載の「検証」および「相克を読み解く」が3月16日の高裁判決を踏まえて、上告審での焦点を伝えている。これまで最高裁の小法廷は、いずれも辺野古問題に正面から対峙した判断を示しておらず、変更承認については正確な把握にもとづく上告審としての判断を是非期待したい。

2 二紙における諸論者の指摘と重複するが、以下では三点を敷衍しておく。

① これまで裁判所は、二(1)で、もとの埋立承認の県の取消しを違法とし、(2)で県の撤回については審査をしないで訴えを却下し、事業者である国が防衛局長に承認撤回の取消しを求める審査請求をさせ、国交大臣がこれを裁決したことを違法無効とはしなかった。しかしこのような一般にいわれる私人なりすましによる審査請求の利用は、およそ制度の想定にはない濫用であり、何よりも申請者自身が判定を下すという明らかな不公正な手続である。そして、これによってあたかも行政機関である大臣を終審機関（最終の判定機関）と位置付ける憲法76条2項に違反する行為である。その結果、違憲違法の工事がまかり通る反法治主義的な事態の下で、国費の濫費と環境破壊を招いている。

これに加えて、この変更の不承認に対して国は裁決で不承認の効力を否定したうえで是正指示で承認を強いるという主張に及んだ。さすがにこの点は高裁が容認するところとはならなかったが、国の地方自治法と行審法の恣意的解釈はここに現れているというべきである。

② 国の辺野古問題におけるこれまでの主張は、およそ沖縄で実践された自治を実現するさまざまな民主主義に目をそむけるものであり、裁判所の判断やその基礎をなす事実認定も同様であったのではない。それらは、端的には仲井眞知事に代わる翁長知事の当選、慎重にして周到な承認取消の手続、撤回にかかわる住民投票および変更承認処分の際の県民や専門家集団の多くの意見に示されており、国に対する沖縄県の主張が単なる一団体での政治的なそれではなく、自治に根拠を置く住民の意思の表明に他ならない。この点を裁判所はぜひ正しく認識しなければならない。

国が依拠してきたいわゆる「日下部鑑定書」についても県から立石参考人の詳細な反論書面があり、国の審査請求に際し審理員に対して意見書や鑑定書も複数提出されている。しかし、審理員の意見書、裁決、および高裁判決のいずれもこれに対する有効な反論をしていない。国の変更申請の根拠について、いわば全面的な信頼を寄せる合理的な理由は全く乏しいものである。これらの点について、最高裁では真摯な吟味を期待する。

③ 3月16日の福岡高裁判決は、何よりも仲井眞知事の当初承認と今回の変更不承認との根本的な相違を看過している点で全く不当なものである。もともと公水法が想定する変更承認と、今回の事例とはおよそ似て非なる範疇のものであることは、軟弱地盤の規模等提出された資料で示されているところであり、国自身が想定している工事規模や工期だけでも容易に導けるものである。加えて地盤調査の不十分さも明らかであり、これらから目をそむけた国の申請書や主張は牽強附会いちじるしいものである。

むすび

これからの課題

- 1 この変更承認案件が、高裁判決にもかかわらずこれまでの当初の承認とは全く違う大規模な計画変更を要するものであることを、各分野から一層強く最高裁に訴える必要がある。
- 2 司法は行政訴訟における公権力の抑制監視の機能をきちんと認識すべき
- 3 国民はそのような司法と向き合うという課題に対峙していることを、強く認識すべき

以上

【資料：用語の解説など】

1 審査請求と裁決

審査請求とは、処分庁や上級行政庁に対して行われる不服申立てをいい（行審法4条参照）、審査請求を審査判定する行政庁を審査庁といい、審査庁の判定行為を裁決という。

2 訴訟の判決の種別：認容、棄却、却下

裁判所が受理した訴訟について、審理の結果、提訴に理由があるとき、請求を認容する判決を請求認容判決といい、また、審理の結果、提訴に理由がないとして請求などを退けるのが請求棄却判決という。そして、訴え自体が不適法であるとして、理由の有無を判断しないで、門前払いをするのが却下判決である。

3 裁決の種別：認容、棄却、却下

裁決には、訴訟の判決と同じく、審理の結果、審査請求に理由があるときの請求認容裁決、また、審査請求に理由がないときの請求棄却裁決、そして、審査請求自体が不適法であるときの却下裁決、がある。

4 関与の意義

関与とは、国が都道府県や市町村の事務に対し、また都道府県が市町村の事務に対して干渉（あれこれと口を出すこと）することをいう。関与は、法律またはこれに基づく政令によってなされなければならないこと（関与の法定主義の原則）、自治体の自主性や自立性を確保するため、必要最低限に抑えなければならないこと（関与の一般法主義の原則〔比例原則〕）、関与を行う際には、公正透明な権限行使が確保されるための一定の手続きを踏む必要があること（公正・透明の原則）、といった諸原則にしたがう必要がある。

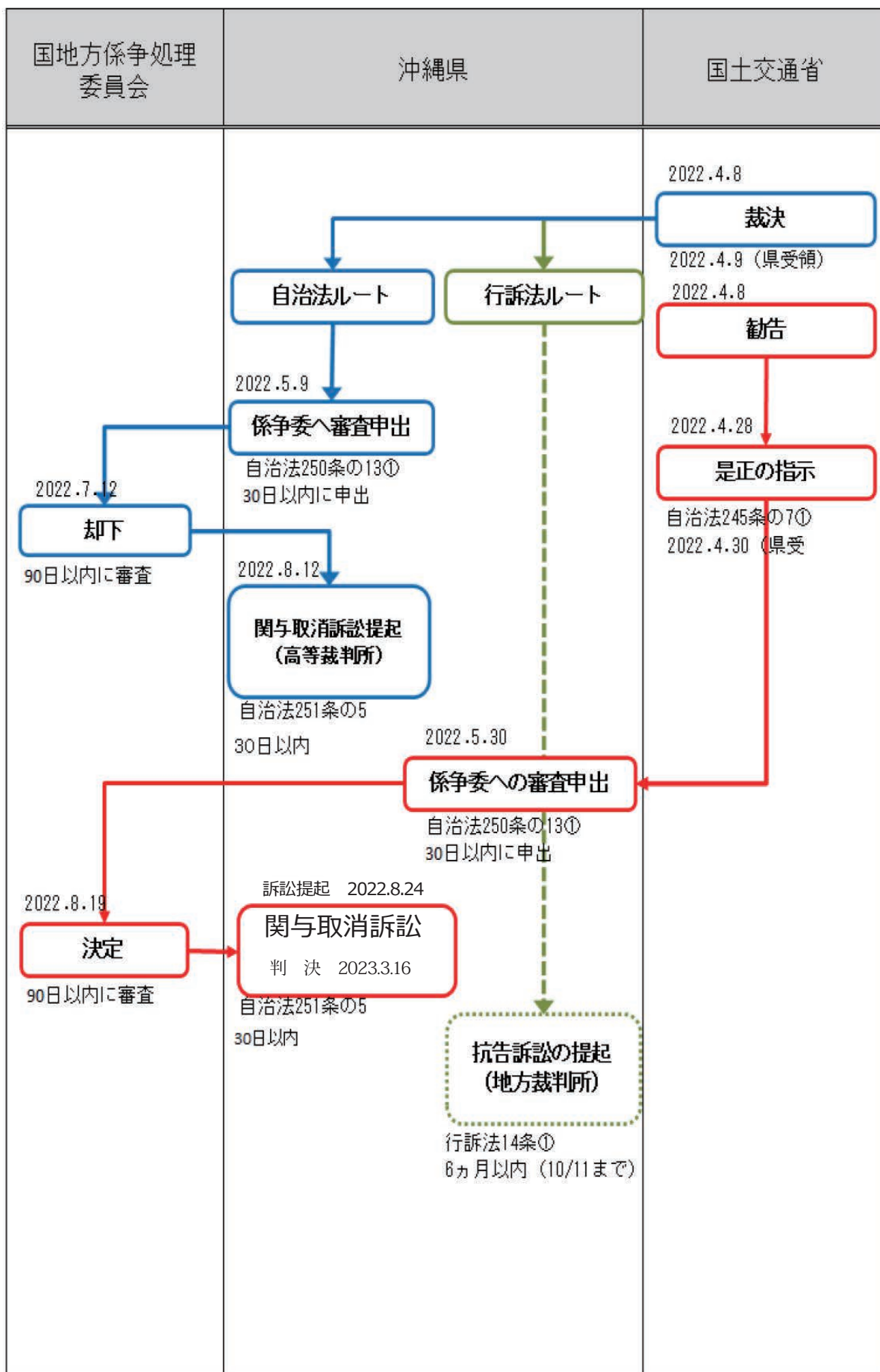
5 抗告訴訟と関与訴訟

抗告訴訟も関与訴訟も、いずれも国の公権力行使に自治体が不服のある場合に提起する訴訟である。国の公権力行使に自治体が不服のある場合に、行政事件訴訟法に基づいて、まずは、地方裁判所に訴えることができるルートと、地方自治法に基づいて、まずは、国地方係争処理委員会に審査を申し出て、審査結果に不服のある自治体は、国の行政機関を被告として、高等裁判所に訴えることのできるルートがある。前者を抗告訴訟（＝行訴法ルート）、後者を関与訴訟（＝自治法ルート）、という。

変更不承認をめぐる裁判（7ページの図表参照）でも両方の訴訟（ルート）が展開されている。

（文責：徳田博人）

裁決後の争訟に係るスケジュール



Ⅲ 辺野古新基地、高裁判決の問題点

- 軟弱地盤と耐震設計の検証
無し -

立石雅昭・沖縄辺野古調査団



- 軟弱地盤対策の不備
- 耐震設計が余りにずさん！
- 「空港基準」に沿ってレベル2地震動を想定するべき

辺野古埋立予定地の範囲（赤枠）と加藤（2018年）による推定活断層（緑線）
地形図：国土地理院ならびに海上保安庁水路部データ



軟弱地盤の分布

その性状から小さな地震でも崩落する可能性のある大浦湾側の護岸。

軟弱地盤とは？

泥や多量の水を含んだ常に軟らかい粘土、又は未固結の軟らかい砂からなる地盤の総称。

国土交通省の「宅地防災マニュアル」では判定の目安として有機質土・高有機質土（腐植土）・N値※3以下の粘性土・N値5以下の砂質土をあげています。その性質上、土木・建築構造物の支持層には適さない、とされています。

※N値は地盤の固さの指標です。数値が小さいほど、柔らかい地盤になります。

軟弱地盤における設計施工上の課題

一般的な課題と地盤改良の有効性と残る課題

① 軟弱な粘土層の圧密沈下

50年にわたり、131cm沈下と評価。深部の未改良部でさらに続く可能性

② 締りの緩い砂質土層の即時沈下

複雑な地形と基盤分布によりリスク評価は難しい

③ 締りの緩い砂質土層の支持力

地盤改良で安定と評価、しかし、地震時の検証方法に問題

④ 締りの緩い砂質土層の液状化

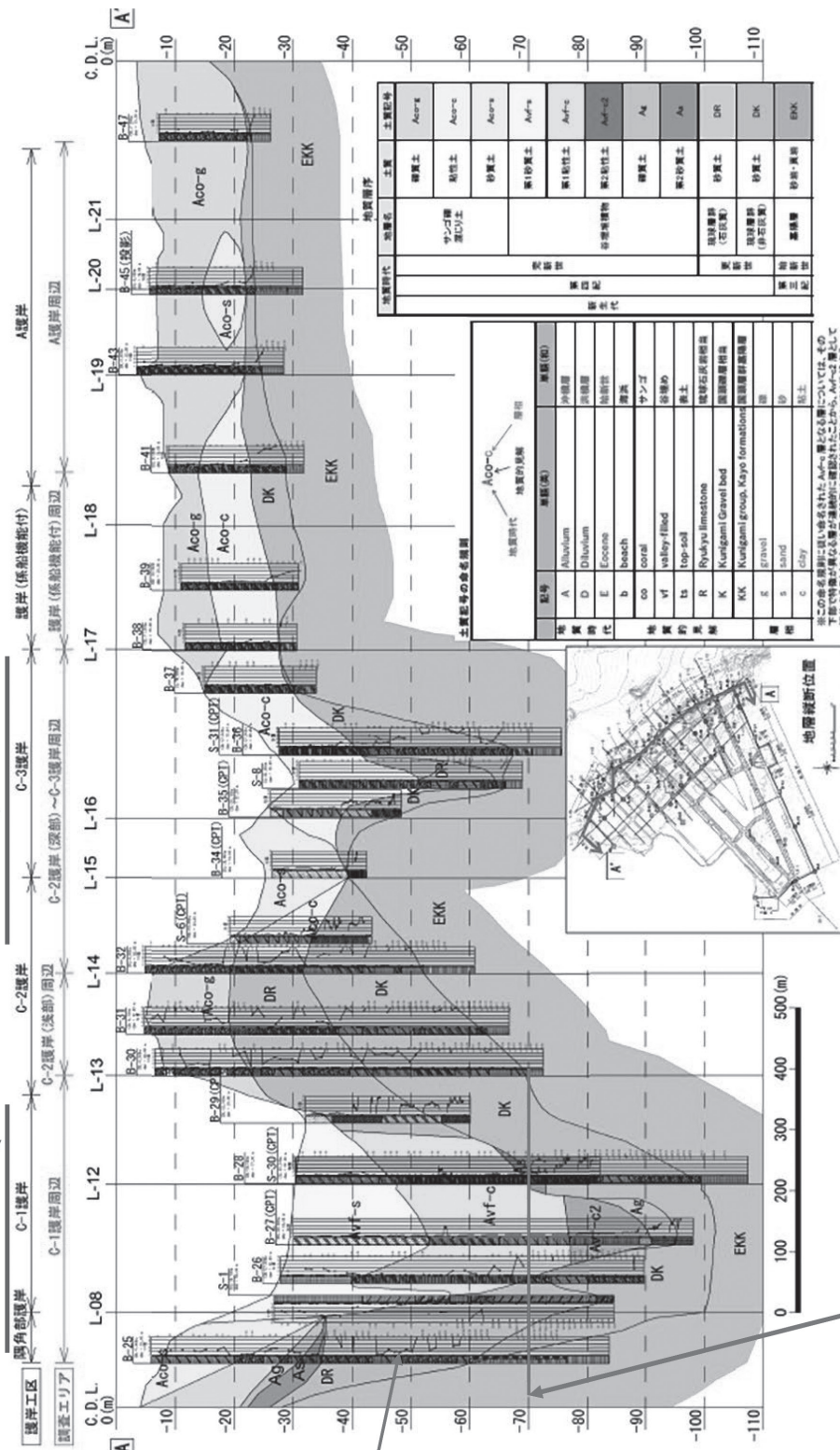
地盤改良の結果、液状化の可能性は無いと結論。

入力地震動の評価によってこの結論は変わる。

防衛局：複雑な地形に沿った軟弱地盤の分布の影響について検討無し。
とりわけ、襲いうる地震動の想定によって大きく影響が異なる。

大浦湾側の護岸に沿った地質断面

微弱な地震で崩落する護岸



ボーリング
柱状とその
右のN値

図 2.2-2 大浦湾側護岸法線位置における地層縦断面

防衛局は70mまで地盤を改良しているが、その下位のAvf-C層ならびに更に下位のAvf-C2層については現在の装置では改良不能なので放置。

辺野古新基地は「港湾基準」で設計！？

レベル2地震動と護岸地盤の照査を避けることが目的

空港土木施設の設計では、「空港設計要領」を基準として採用

那覇空港増設 「空港土木施設の設置基準・同解説 (平成20年7月国土交通省航空局監修)」
羽田国際空港D滑走路 「空港土木施設の耐震設計指針(案)」 (平成12年運輸省航空局)
関西国際空港進入灯点検橋 「空港土木施設設計基準」 (国土交通省航空局監修、財団法人港湾空港建設技術サービスルセンター編)

*レベル2地震動とは構造物の耐震設計に用いる入力地震動で、現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さをもつ地震動である。

辺野古設計変更の最大の弱点

○耐震設計の基本を無視

どこでどの程度の規模の地震が発生するか想定することが基本。そのためには、近隣の活断層の推定が最初の仕事。防衛省は辺野古地域に想定された2本の断層の活動性の検討を無視

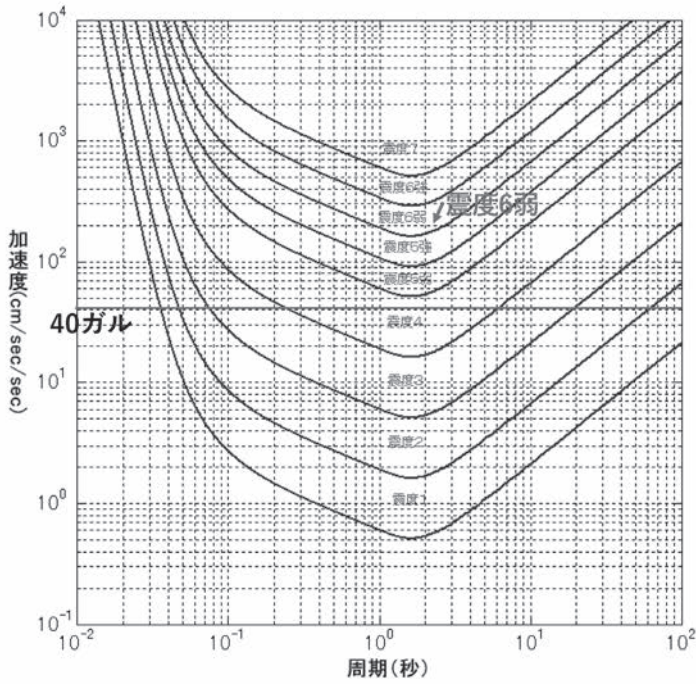
左図：沖縄本島東方沖で発生する地震による最も大きなゆれの大きさ

(沖縄県2013年地震被害想定調査から)

この想定では、辺野古周辺は少なくとも震度6弱で揺れる。

こうした想定が出されていたにもかかわらず、沖縄防衛局はこの想定を無視して辺野古における地震動を40ガルと見積もって設計している。





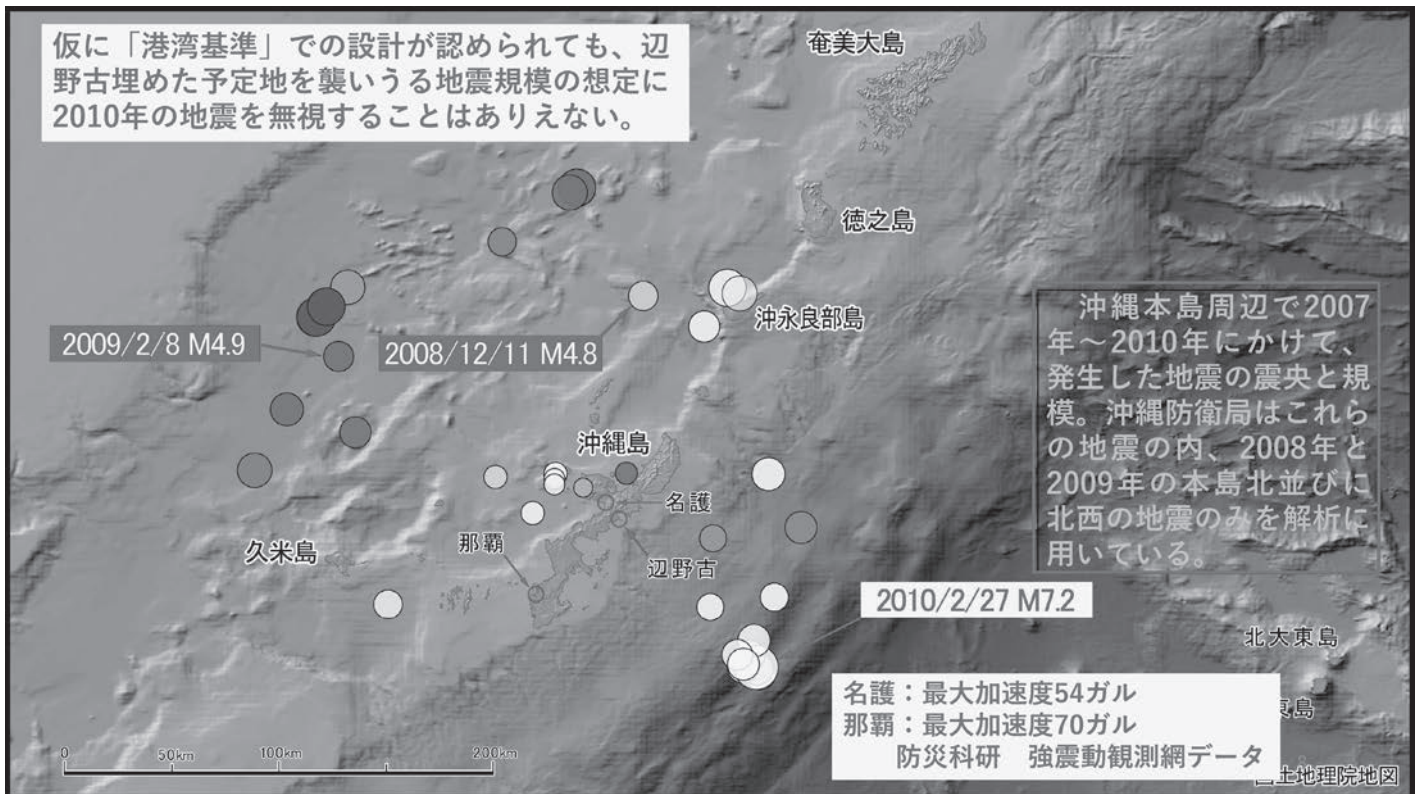
気象庁
地震波の周期、加速度と震度との関係

震度6弱は、加速度にして周期1秒で、170から300ガル

ところが、辺野古埋立設計では工学的基盤で40ガルを想定。これが余りに低いことは明らか。

建物は普通、周期が長い地震に弱いと言われます。低層階の建物は多くが1～2秒の固有周期を持っています。

7



まとめ

県民の意思に沿って、辺野古新基地建設を断念し、普天間基地は直ちに返還を！
県による辺野古埋立設計変更不承認を支持します！

沖縄防衛局・国交相・司法一体となった科学的技術的論証なしの埋立承認強要は許されない。

- 軟弱地盤に対する対策—地盤改良工事の有効性を立証する責任は防衛局・国交省にある。現在の設計計画に基づく工事の強行は必ず頓挫する。
- 複雑な地形の上に分布する厚い軟弱地盤，とりわけ、B-27地点の深部における力学的特性を計測もしないで、沖縄防衛局はただ安全だと言いつのるだけ。
- 沖縄防衛局による埋立予定地の耐震性の全面的見直しを求める。
沖縄県も，国の地震調査委員会の報告も参考にしながら、自らの調査・解析成果に基づき、沖縄防衛局に耐震設計の見直しを求めるべきである。

なぜ、かくもずさんな埋立設計計画なのか？

9

IV 住民の抗告訴訟について

辺野古弁護団 弁護士 川津 知大

1 公有水面埋立法（埋立法）4条1項の承認等要件

- 1号：国土利用上適正・合理的
- 2号：埋立が環境保全・災害防止につき十分配慮
- 3号：用途が国・自治体の土地利用・環境保全計画に違背しない
- 4号：公共施設の配置・規模が適正 ほか

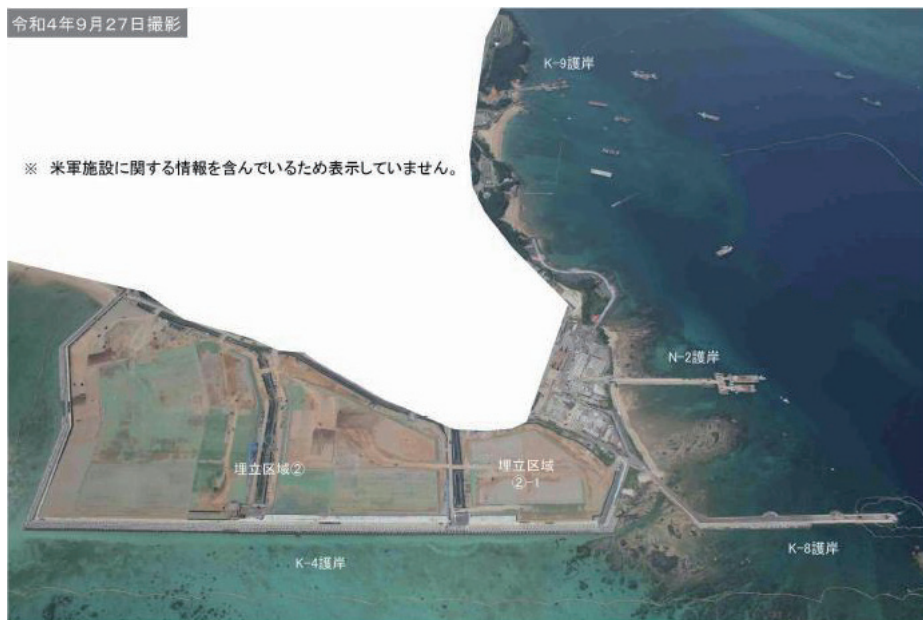
2 沖縄県の承認撤回及び埋立地用途変更・設計概要変更不承認

(1) 2018年8月31日 沖縄県が埋立承認の撤回処分

理由：軟弱地盤、活断層、高さ制限、サンゴ類・ジュゴン、海藻草類への影響など（埋立法4条1項1号、2号他違反）

(2) 2021年11月25日 沖縄県が埋立地用途変更・設計概要変更承認申請に対して不承認処分

理由：軟弱地盤、ジュゴンへの影響など（埋立法4条1項1号、2号他違反）



県HPより

3 「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」

(1) 概要

①いつ：提訴 2019年4月19日

判決 2022年4月26日

控訴 2022年5月6日

②誰が：大浦湾周辺に居住する住民（現在は4名）

③誰に対し：国

④何を求めているか：埋立承認撤回処分に対し国土交通大臣がなした取消裁決の取消し

⑤係属裁判所：福岡高等裁判所那覇支部

一審は那覇地方裁判所民事2部

⑥訴訟の類型：行政事件訴訟法の抗告訴訟（3条）

*沖縄県も抗告訴訟を提起したが、審査請求に対する裁決について、原処分をした執行機関の所属する行政主体である都道府県は、取消訴訟を提起する適格を有しないとして、2022年12月8日に上告棄却。

(2) 裁決が取消されるためには？

①原告適格（行訴法9条）が認められること

(原告らの主張)

騒音被害のおそれ、高さ制限

(国の主張)

撤回は公水法4条1項1号・2号を理由に撤回したのだから、原告適格は1号・2号と関連ある人のみにすべき。上記①と②は1号・2号要件に関係なし。

②裁決が違法であること

→ 撤回処分が復活し、工事が止まる。

原告適格は1人でも認められれば OK

(原告らの主張)

公水法4条1項各号の要件を判断する過程に誤り有り。

例) ①軟弱地盤調査不十分

②改良工事の実現性が乏しい

③活断層の存在

④高さ制限

(国の主張)

一般的で施工実績が豊富なサンドコンパクションパイル工法及びサンドドレーン工法を用いて地盤改良工事を行うことにより所定の安全性を確保して行うことが可能である。

≠しかしながら、軟弱地盤は水面下約90メートルまでであるが、工事は約70メートルまでしか予定していない。

しかも、国内の工事実績は約65メートルまでしかない

4 「知事の不承認を支持する住民の抗告訴訟」

(1) 概要

①いつ：提訴 2022年8月23日

②誰が：大浦湾周辺に居住する住民（19名）、及び大浦湾周辺でダイビングツアーを営む那覇市在住の住民（1名）

③誰に対し：国

④何を求めているか：埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分に対し国土交通大臣がなした取消裁決の取消し

⑤係属裁判所：那覇地方裁判所民事2部

⑥訴訟の類型：行政事件訴訟法の抗告訴訟（3条）

(2) 裁決が取消されるためには？

①原告適格（行訴法9条）が認められること

(原告らの主張)

騒音被害のおそれ、高さ制限

※こちらの訴訟では、現に高さ制限にかかっている原告が3名いる。

(国の主張)

原告適格は県の不承認の理由との関係だけで問題となるものであり、その理由に関係のない理由は原告適格を基礎づける理由とならない。

②裁決が違法であること

→埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分が復活し、工事を進められない。

原告適格は1人でも認められれば OK

(原告らの主張)

公水法4条1項各号の要件を判断する過程に誤り有り。

例) ①軟弱地盤調査不十分

②改良工事の実現性が乏しい

③地盤安定性の調査が不十分、不適切である

④環境に及ぼす影響についての情報収集が不十分

⑤埋立てに必要性がない

(国の主張)

何らの主張もなし。

5 訴訟の経過

2018年8月31日 埋立承認撤回処分

2018年10月17日 沖縄防衛局→国交大臣

行政不服審査法に基づき、撤回処分について不服審査請求

2018年10月30日 国交大臣 撤回処分の執行停止

2019年4月5日 国交大臣 埋立承認撤回処分を取り消す旨の裁決

2019年4月19日「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」提起

争点 ①原告適格

国は、原告適格を先に判断してほしいと再三求め、それ以外の点は原告適格が決着してから反論する
裁判所は、原告適格を先に判断することはない。

②審査請求の違法性（固有の資格）

③裁決の違法性（国は一度も反論せず）

2019年12月 結審（2020年3月19日判決、執行停止に関する決定予日）

2020年3月上旬 県と国の関与訴訟、固有の資格の争点にかかる最高裁判決が3月26日に出されると報道される。

2020年3月18日頃 裁判所より上記3月19日の判決日を取消すとの連絡

2020年3月19日 執行停止に関する決定

却下だが、原告適格4名認める。

却下の理由：原告に生じる重大な損害を避けるための緊急の必要性がない。

2020年3月26日 県と国の関与訴訟、最高裁判所判決

2020年4月13日 原告適格が認められなかった住民は却下判決

2020年4月21日 沖縄防衛局が沖縄県に対して、埋立地用途変更・設計概要変更承認申請書を提出

2020年7月 原告適格が認められた4名の本案に関し弁論再開

争点 ①原告適格

②裁決の違法性：裁決の瑕疵の有無

2021年4月 裁判長交替

2021年11月25日 沖縄県が埋立地用途変更・設計概要変更承認申請に対して不承認処分

2022年4月8日 国交大臣 不承認処分を取消す旨の裁決

2022年4月26日 一審判決（原告適格認めず）

現在控訴審に継続中

2022年8月23日「知事の承認を支持する住民の抗告訴訟」提起

2022年10月25日 那覇地裁にて「知事の承認を支持する住民の抗告訴訟」第1回弁論期日

2023年1月31日 那覇地裁にて「知事の承認を支持する住民の抗告訴訟」第2回弁論期日

2023年3月23日 那覇地裁にて「知事の承認を支持する住民の抗告訴訟」第3回弁論期日

2023年4月27日 福岡高裁那覇支部にて「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」第1回弁論期日予定

2023年6月13日 那覇地裁にて「知事の承認を支持する住民の抗告訴訟」第4回弁論期日予定

6 決定と判決の相違

(1)「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」の執行停止の申立てに対する却下決定（2020年3月19日）

・申立人（原告）3名について、航空機騒音により健康や生活環境に著しい被害を直接的に受けるおそれがあるとして、原

告適格を認めた。

- ・申立人（原告）1名について、高さ制限にかかるものとして原告適格を認めた（ただし実際には高さ制限にかかってはいないことが分かっている。）
- ・結論としては、執行停止を認めるための「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」という要件を認めず、執行停止の申立ては却下。

(2) 「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」に対する却下判決（2022年4月26日）

- ・基地が出来た後の航空機騒音は考慮されず、あくまで埋立て自体による被害の有無が問題であり、原告らに具体的な被害は認められないとして原告適格を否定。
- ・原告1名について、高さ制限にはかかっていないとして原告適格を却下。

7 問題点

(1) 国の隠蔽

●高さ制限

2011年 防衛局は辺野古周辺で高さ制限に関する調査実施

調査の結果、高さ制限に抵触・近接する物件が358件あること判明

2013年 埋立承認申請時に、高さ制限に抵触・近接する物件があることを県に伝えず

2018年 上記の点は、情報公開開示請求により判明

※「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」では、原告の一人について、高さ制限よりわずか0.97m低いだけである。

⇒地裁は、高さ制限より0.97m低いのであるから、原告適格を基礎づける事実とは認められない、と判断。

※「知事の承認を支持する住民の抗告訴訟」では、原告の三人について、現に高さ制限に引っかかっている。

●軟弱地盤

2013年3月 埋立承認申請時

仲井真元知事は、防衛省から軟弱地盤の存在の可能性を伝えられていたが、追加の地盤調査指示せず
(2021年6月28日付読売新聞のインタビューで本人が明らかにした)。

12月、埋立承認

2015年4月 防衛局は、受注業者から軟弱地盤だと報告受けていた

(「シュラブ(H26)地質調査」業務打合簿2015.4)

*情報公開で開示したのは2018年3月

2018年8月 沖縄県、埋立承認撤回

12月 辺野古土砂投入

2019年1月 安倍首相答弁で、軟弱地盤が存在し、地盤改良工事必要と認める。

2月 岩屋防衛大臣答弁で、軟弱地盤の最大深度が90メートルと認める。サンドコンパクションパイル工法
で施行可能な深さは最大70メートル。水面下70メートル以下は「非常に固い粘土層が確認されている」

2020年5月 岩屋防衛大臣答弁で、「詳細な整理、分析の結果、B27地点におけるAvf-c層とAvf-c2層の地層境界を
水面下約77mと設定しているものがございます」

(2) 実現可能性が乏しい埋立工事

軟弱地盤調査不十分

改良工事の実現性が乏しい

地盤安定性の調査が不十分、不適切である

活断層の存在

(3) 実現可能性が乏しい工事に莫大な費用の投入

- ・工期 埋立まで9年3か月（+陸上施設3年）

- ・埋立土砂と地盤改良材（海砂）はすべて県内調達へ
- ・予算 9300 億円へ（←当初は施設整備含め約 3500 億円
既支出額は、2025 億円〔2020 年 6 月報道〕）

（4）肝心の国土交通大臣の裁決が違法か否かについて、司法の判断がなされていないこと

「知事の撤回を支持する住民の抗告訴訟」一審判決は、原告適格を狭く解釈し、門前払いの判決をしている。
「知事の不承認を支持する住民の抗告訴訟」も同じ裁判官が担当。

（5）沖縄県と国の裁判の関係

国が国の判断の是非を司法に問えない仕組みを利用していること（司法も許容する判断している）

辺野古新基地建設は閣議決定（防衛大臣も国交大臣も同じ一員）。

沖縄県の判断を国土交通大臣が取り消すと、沖縄県は国の判断の是非を司法に問えていない状況（入口論で却下）。

被害発生前に、止める手段は今だが、原告適格が認められないとなるとそもそも国の判断の是非を司法に問えない。

（6）一度基地と利用された場合、現在の司法では爆音を差しとめる手段がない

嘉手納爆音、普天間爆音訴訟等では、爆音は違法であると認定されているが、第三者行為論、主権免除論で飛行差し止めは認められていない。

以上

VI 辺野古訴訟を めぐる年表

I 埋立承認から埋立承認取消しの取消しまで

2013年

- 3月22日 沖縄防衛局が普天間飛行場の代替施設の建設のため、沖縄県名護市辺野古沿岸域の公有水面の埋立承認の出願
- 12月27日 仲井眞弘多沖縄県知事が、埋立てを承認

2014年

- 7月22日 日本政府・防衛省による臨時制限区域の設定
- 8月28日 仲井眞知事（当時）が沖縄防衛局に対し岩礁破碎許可処分

2015年

- 10月13日 翁長雄志沖縄県知事が埋立承認を取消し、これに対して沖縄防衛局が、国土交通大臣に、承認取消しを取り消す裁決を求める審査請求および承認取消しの執行停止を申立て
- 10月27日 国土交通大臣が、承認取消しの効力を停止する執行停止決定
- 10月28日 国土交通大臣が、翁長知事に対し、承認取消しの取消しを勧告
- 11月2日 翁長知事が、執行停止決定を不服として国地方係争処理委員会に審査の申出
- 11月9日 国土交通大臣が、翁長知事に対し、承認取消しの取消しを指示
- 11月17日 国土交通大臣が、承認取消しの取消しを命じる旨の判決を求めて代執行訴訟を提起（第1事件）
- 12月24日 国地方係争処理委員会が、翁長知事による審査の申出は不適法であるとして却下（通知は28付）
- 12月25日 沖縄県が、国に対し、執行停止決定の取消しを求めて取消訴訟（抗告訴訟）を提起（第2事件）

2016年

- 2月1日 翁長知事が、国地方係争処理委員会の却下決定を不服として、執行停止決定の取消しを求めて関与の取消訴訟を提起（第3事件）
- 3月4日 翁長知事と国土交通大臣が、主に以下の内容で和解成立
- ・国土交通大臣は代執行訴訟（第1事件）を取り下げ、翁長知事は関与の取消訴訟（第3事件）を取り下げる
 - ・沖縄防衛局長は、審査請求と執行停止申立てを取り下げ、埋立工事を直ちに中止すること
 - ・国土交通大臣は改めて是正の指示を行い、翁長知事は不服があれば国地方係争処理委員会へ審査を申し出ること
- 3月7日 国土交通大臣が、理由を付さずに、承認取消しを取り消すよう指示（是正の指示（3月7日付））
- 3月16日 国土交通大臣が、是正の指示（3月7日付）を撤回し、改めて理由を付して承認取消しを取り消すよう指示（是正の指示（3月16日付））
- 3月23日 翁長知事が、是正の指示（3月16日付）を不服として国地方係争処理委員会に審査の申出
- 6月17日 国地方係争処理委員会が、翁長知事による審査の申出について、是正の指示（3月16日付）が地方自治法に適合するか否かは判断しないと決定（通知は20日付）
- 7月22日 国が、沖縄県に対し、不作為の違法確認訴訟を福岡高裁那覇支部に提起
- 9月16日 上記違法確認訴訟判決。沖縄県が敗訴。
- 9月23日 沖縄県が判決を不服として、最高裁判所に上告。
- 12月20日 最高裁・上告棄却

II 埋立承認取消しの取消し以降

- 12月26日 翁長知事 沖縄防衛局に埋立承認取消し処分の取消を通知

2017年

- 1月4日 沖縄防衛局、辺野古埋立工事再開
- 2月3日 沖縄県、沖縄防衛局に、漁業権の一部放棄がなされても、変更免許がされるまでは、岩礁破碎許可が必要である旨、通知
- 3月31日 岩礁破碎許可期間満了
- 4月5日 沖縄県、沖縄防衛局に岩礁破碎許可を受けるよう通知
- 4月6日 沖縄防衛局、沖縄県に岩礁破碎許可は不要と通知、工事の続行
- 4月24日 沖縄県、国に対して岩礁破碎許可を県に申請するよう求めて。岩礁破碎差止訴訟の提起、併せて判決が出るまで工事を止めるよう求める仮処分の申し立て。

2018年

- 3月13日 那覇地方裁判所判決
本案（差止請求及び確認請求）、仮処分の申し立てともに却下。
- 3月23日 沖縄県は、地裁判決に不服があるとして、福岡高等裁判所那覇支部に控訴（なお、仮処分の申し立てに対する却下決定については抗告を行わなかった。）
- 7月4日 岩礁破碎差止訴訟・控訴審第1回口頭弁論
- 7月27日 翁長知事、記者会見で撤回を表明
- 8月8日 翁長知事、死去
- 8月31日 公有水面埋立撤回処分が謝花喜一郎副知事によって発出
- 9月13日 岩礁破碎差止訴訟・控訴審 結審
- 9月30日 沖縄県知事選挙で玉城デニー氏が当選。10月4日、就任。
- 10月17日 8月31日付けの公有水面埋立撤回処分に対し、国および沖縄防衛局が国土交通大臣に対し不服審査請求・執行停止の申し立て
- 10月26日 行政法研究者有志110名による声明発表
- 10月31日 10月17日付けの申し立て等に対して、国土交通大臣の執行停止決定
- 11月29日 沖縄県は、国土交通大臣が行った執行停止決定を不服として、国地方係争処理委員会に審査申出書を提出しました。
- 12月5日 岩礁破碎等行為差止訴訟の控訴審について、福岡高等裁判所那覇支部から判決言渡しがありました。
沖縄県敗訴・控訴棄却
- 12月19日 沖縄県は、岩礁破碎等行為差止訴訟の控訴審判決に対して、上告受理申し立てを行いました。

2019年

- 3月22日 違法な国の関与の取消訴訟の提出
- 4月5日 埋立承認の取消しを取り消す国土交通大臣の裁決
- 4月22日 国地方係争処理委員会に審査申出
- 5月20日 県の審査申出に係る係争委第1回会合
- 6月17日 県の審査申出に係る係争委第2回会合（却下決定）
- 6月19日 県に決定通知書到達
- 7月17日 沖縄県の関与取消訴訟の提起
- 8月7日 沖縄県の抗告訴訟を提起
- 9月18日 関与取消訴訟の第1回口頭弁論（結審）
- 10月23日 関与取消訴訟、高裁判決言い渡し（却下判決）
- 10月30日 関与取消訴訟高裁判決（10月23日）に対する最高裁に上告受理申し立て
（11月11日に上告受理申し立て理由書を提出）
- 11月26日 抗告訴訟の第1回口頭弁論期日（知事意見陳述）

- 12月6日 被告（国土交通大臣）が上告受理申立て理由書に対する意見書を提出
- 12月25日 原告（知事）が国の意見書に対する意見を提出

2020年

- 2月28日 農林水産大臣がサンゴ類特別採捕許可に関する是正の指示
- 3月26日 関与取消訴訟について、最高裁判所・判決言渡し（沖縄県敗訴・棄却判決）
- 3月30日 沖縄県は、是正の指示を不服として、係争委に審査申出
- 4月21日 沖縄防衛局が変更承認申請書を提出
- 6月19日 国地方係争処理委員会の決定 ※県の主張認められず
- 7月22日 沖縄県による関与取消訴訟提起
- 11月27日 抗告訴訟について、那覇地裁から判決言渡し ※県の訴えを却下
- 12月11日 11月27日判決に対して控訴 ※控訴理由書の提出期限：2月1日（月）

2021年

- 2月3日 サンゴ類関与取消訴訟・高裁判決言い渡し ※県の請求を棄却
- 2月10日 上告受理申立て
- 2月26日 上告受理申立理由書の提出
- 7月6日 最高裁判決言い渡し ※県の上告を棄却（2名の反対意見）
- 11月25日 変更承認申請に対する不承認処分
- 12月7日 沖縄防衛局が不承認処分に対する審査請求
- 12月15日 抗告訴訟について、福岡高等裁判所から判決の言渡し【控訴棄却】
- 12月28日 上告受理申立て

2022年

- 2月24日 抗告訴訟、上告受理申立理由書の提出
- 4月8日 変更不承認を取消す裁決及び地方自治法に基づく勧告
- 4月28日 変更不承認に対する是正の指示（5月16日までに承認せよ）
- 5月30日 是正の指示を不服として、国地方係争処理委員会に審査申出
- 7月12日 国地方係争処理委員会の決定 ※県の主張認められず
- 7月22日 沖縄防衛局がDENH地区及び大型サンゴ特別採捕許可申請
- 8月12日 裁決（4月8日）に対する関与取消訴訟の提起
- 8月24日 是正（4月28日）の指示に対する関与取消訴訟の提起
- 9月5日 DENH地区及び大型サンゴ特別採捕許可申請の不許可
- 9月20日 沖縄防衛局が不許可（9月5日）に対して審査請求
- 9月30日 裁決（4月8日）の取消しを求める抗告訴訟の提起
- 12月8日 抗告訴訟（承認取消処分取消裁決の取消請求上告受理申立て事件）最高裁判決の言渡し【上告棄却】

2023年

- 3月16日 違法な国の関与（裁決）取消訴訟（2022年8月12日）の高裁判決言渡し（却下）
違法な国の関与（是正の指示）取消訴訟（2022年8月24日）の高裁判決言渡し（棄却）

VII 公有水面埋立設計変更 不承認をめぐる関連資料

(1) 関連法 (条文抜粋)

【①公有水面埋立法】

第一条 本法ニ於テ公有水面ト称スルハ河、海、湖、沼其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ国ノ所有ニ属スルモノヲ謂ヒ埋立ト称スルハ公有水面ノ埋立ヲ謂フ

第四条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ

- 一 国土利用上適正且合理的ナルコト
- 二 其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト
- 三 埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト
- 四 埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト
- 五 第二条第三項第四号ノ埋立ニ在リテハ出願人ガ公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト並埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト
- 六 出願人ガ其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト

第十三条ノ二 都道府県知事正当ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ関シ埋立区域ノ縮小、埋立地ノ用途若ハ設計ノ概要ノ変更又ハ前条ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

2 第三条、第四条第一項及第二項並第十一条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立地ノ用途ノ変更ノ許可ニ関シ第四条第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立区域ノ縮小又ハ設計ノ概要ノ変更ノ許可ニ関シ之ヲ準用ス

第三十二条 左ニ掲クル場合ニ於テハ第二十二條第二項ノ告示ノ日前ニ限り都道府県知事ハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ対シ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リテ其ノ為シタル免許其ノ他ノ処分ヲ取消シ其ノ効力ヲ制限シ若ハ其ノ条件ヲ変更シ、埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ存スル工作物其ノ他ノ物件ヲ改築若ハ除却セシメ、損害ヲ防止スル為必要ナル施設ヲ為サシメ又ハ原状回復ヲ為サシムルコトヲ得

- 一 埋立ニ関スル法令ノ規定又ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シタルトキ
- 二 埋立ニ関スル法令ニ依ル免許其ノ他ノ処分ノ条件ニ違反シタルトキ

三 詐欺ノ手段ヲ以テ埋立ニ関スル法令ニ依ル免許其ノ他ノ処分ヲ受ケタルトキ

四 埋立ニ関スル工事施行ノ方法公害ヲ生スルノ虞アルトキ

五 公有水面ノ状況ノ変更ニ因リ必要ヲ生シタルトキ

六 公害ヲ除却シ又ハ軽減スル為必要ナルトキ

七 前号ノ場合ヲ除クノ外法令ニ依リ土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ為必要ナルトキ

2 前項第七号ノ場合ニ於テ損害ヲ受ケタル者アルトキハ都道府県知事ハ同号ノ事業ヲ為ス者ヲシテ損害ノ全部又ハ一部ヲ補償セシムルコトヲ得

第三十三条 第二十二條第二項ノ告示アリタル後第二十九條第一項ノ規定、埋立ニ関スル法令ニ依ル免許其ノ他ノ処分ノ条件又ハ第三十條ノ規定ニ依リ命スル義務ニ違反スル者アルトキハ都道府県知事ハ其ノ違反ニ因リテ生シタル事実ヲ更正セシメ又ハ其ノ違反ニ因リテ生スル損害ヲ防止スル為必要ナル施設ヲ為サシムルコトヲ得

2 都道府県知事ハ第四十七條第一項ノ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル埋立ニ関シ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ為サルトスルトキハ予メ国土交通大臣ニ報告スベシ

第三十四条 左ニ掲クル場合ニ於テハ埋立ノ免許ハ其ノ効力ヲ失フ但シ都道府県知事ハ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ効力ヲ失ヒタル日ヨリ起算シ三月内ニ限り其ノ効力ヲ復活セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ埋立ノ免許ハ始ヨリ其ノ効力ヲ失ハサリシモノト看做ス

一 免許条件ニ依リ埋立ニ関スル工事ノ実施設計認可ノ申請ヲ要スル場合ニ於テ申請ニ対シ不認可ノ処分アリタルトキ又ハ免許条件ニ於テ指定スル期間内ニ申請ヲ為ササルトキ

二 第十三條ノ期間内ニ埋立ニ関スル工事ノ著手又ハ工事ノ竣功ヲ為ササルトキ

2 前項但書ノ規定ニ依リ免許ノ効力ヲ復活セシメタル場合ニ於テハ都道府県知事ハ免許条件ヲ変更スルコトヲ得

第三十五条 埋立ノ免許ノ効力消滅シタル場合ニ於テハ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ヲ原状ニ回復スヘシ但シ都道府県知事ハ原状回復ノ必要ナシト認ムルモノ又ハ原状回復ヲ為スコト能ハスト認ムルモノニ付埋立ノ免許ヲ受ケタル者ノ申請アルトキ又ハ催告ヲ為スニ拘ラス其ノ申請ナキトキハ原状回復ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

2 前項但書ノ義務ヲ免除シタル場合ニ於テハ都道府県知事ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ存スル土砂其ノ他ノ物件ヲ無償ニテ国ノ所有ニ属セシムルコトヲ得

第三十六条 第三十二条第一項及前条ノ規定ハ埋立ノ免許ヲ受ケシテ埋立工事ヲ為シタル者ニ関シ之ヲ準用ス

第四十二条 国ニ於テ埋立ヲ為サトスルトキハ当該官庁都道府県知事ノ承認ヲ受クヘシ

2 埋立ニ関スル工事竣功シタルトキハ当該官庁直ニ都道府県知事ニ之ヲ通知スヘシ

3 第二条第二項及第三項、第三条乃至第十一条、第十三条ノ二（埋立地ノ用途又ハ設計ノ概要ノ変更ニ係ル部分ニ限ル）乃至第十五条、第三十一条、第三十七条並第四十四条ノ規定ハ第一項ノ埋立ニ関シ之ヲ準用ス但シ第十三条ノ二ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ都道府県知事ノ承認ヲ受ケ第十四条ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ都道府県知事ニ通知スヘシ

【②地方自治法】

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第二条 地方公共団体は、法人とする。

8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

11 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようになければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

（関与の意義）

第二百四十五条 本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。

一 普通地方公共団体に対する次に掲げる行為
イ 助言又は勧告

ロ 資料の提出の要求

ハ 是正の要求（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているときに当該普通地方公共団体に対して行われる当該違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことの求めであつて、当該求めを受けた普通地方公共団体がその違反の是正又は改善のため必要な措置を講じなければならないものをいう。）

ニ 同意

ホ 許可、認可又は承認

ヘ 指示

ト 代執行（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は当該普通地方公共団体がその事務の処理を怠つているときに、その是正のための措置を当該普通地方公共団体に代わつて行うことをいう。）

二 普通地方公共団体との協議

三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別に関わる行為（相反する利害を有する者間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名あて人とするものに限る。）及び審査請求その他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）

(是正の指示)

第二百四十五条の七 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

(代執行等)

第二百四十五条の八 各大臣は、その所管する法律若しくはこれに基づく政令に係る都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは当該各大臣の処分違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項から第八項までに規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、文書により、当該都道府県知事に対して、その旨を指摘し、期限を定めて、

当該違反を是正し、又は当該怠る法定受託事務の管理若しくは執行を改めるべきことを**勧告**することができる。

2 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに同項の規定による勧告に係る事項を行わないときは、文書により、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを**指示**することができる。

3 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに当該事項を行わないときは、高等裁判所に対し、訴えをもつて、当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる。

6 当該高等裁判所は、各大臣の請求に理由があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

8 各大臣は、都道府県知事が第六項の裁判に従い同項の期限までに、なお、当該事項を行わないときは、当該都道府県知事に代わつて当該事項を行うことができる。この場合においては、各大臣は、あらかじめ当該都道府県知事に対し、当該事項を行う日時、場所及び方法を通知しなければならない。

(国の関与に関する審査の申出)

第二百五十条の十三 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの（次に掲げるものを除く。）に不服があるときは、委員会に対し、当該国の関与を行つた国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。

(普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起)

第二百五十一条の七 第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は第二百四十五条の七第一項若しくは第四項の規定による指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の不作為（是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相当の期間内に是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じなければならないにもかかわらず、これを講じないことをいう。以下この項、次条及び第二百五十二条の十七の四第三項において同じ。）に係る普通地方公共団体の行政庁（当該是正の要求又は指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができる。

(法定受託事務に係る処分・不作為の審査請求)

第二百五十五条の二 法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできる。

- 一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分
当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣
- 二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分 都道府県知事
- 三 市町村教育委員会の処分 都道府県教育委員会
- 四 市町村選挙管理委員会の処分 都道府県選挙管理委員会

【③行政不服審査法】

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二条 行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

第七条 次に掲げる処分及びその不作為については、第二条及び第三条の規定は、適用しない。

2 **国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分**で、これらの機関又は団体がその**固有の資格**において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。

第二十五条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全

部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。

3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない

第五十二条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(2) 2021年11月25日の沖縄県知事の不承認処分

沖縄県指令土第 767号

沖縄県指令農第1502号

不承認通知書

沖縄防衛局

令和2年4月21日付け沖防第2056号で申請があった沖縄県名護市辺野古の608番から601番、601番から600番2を経て601番、601番から587番2、587番2から587番3を経て583番、583番から360番213、360番213から545番2を経て560番、560番から552番を経て560番2、560番2から559番16を経て559番17、559番17から559番19を経て413番、413番から363番を経て360番17、360番17から299番を経て292番に至る土地の地先公有水面埋立てに係る設計概要変更及び沖縄県名護市辺野古の360番19の土地、同360番323の土地、並びに同1107番3から1107番5を経て1140番に至る土地の地先公有水面埋立てに係る埋立地の用途の変更、設計概要の変更については、別紙の理由により不承認とする。

令和3年11月25日

沖縄県知事 玉城 康裕



(教示)

- 1 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

第1 審査について

令和2年4月21日付け沖防第2056号により送付された普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更・設計概要変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）については、公有水面埋立法（以下「法」という。）への適合について、沖縄県が行政手続法第5条に基づき定めた審査基準への適合性について審査を行ったところである。

審査にあたっては、事業者が普天間飛行場代替施設建設事業（以下「本件事業」という。）の実施にあたり、技術的・専門的見地から客観的に提言・助言を行うことを目的に設置した普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会に提出された資料（以下「技術検討会資料」という。）及び普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会に提出された資料（以下「環境監視等委員会資料」という。）についても、令和2年9月18日付け土海第697号により沖縄県から沖縄防衛局あての文書において、補完資料として使用することを伝えたと、令和2年10月7日付け事務連絡により沖縄防衛局から、「変更承認申請書について、これらの資料と実質的に異なる記載はないものと考えております」との回答を得ており、技術検討会資料及び環境監視等委員会資料についても、変更承認申請書の補完資料として審査を行った。

第2 不承認の理由

1 変更承認申請に「正当ノ事由」があると認められないこと

(1) 審査事項「変更の内容・理由が客観的見地から、やむを得ないと認められるもの」に次の理由により適合しないと認められること

埋立地の用途及び設計概要の変更にいたった理由については、客観的見地からやむを得ないと考えられるが、下記2「埋立の必要性」(1)～(4)及び4「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮」(3)、(4)に記載しているとおり、変更内容について、やむを得ないとは認められない。

2 「埋立の必要性」について、合理性があると認められないこと

(1) 審査事項「埋立ての動機となった土地利用が埋立によらなければ充足されないか。」に次の理由により適合しないと認められること

変更承認申請書による用途（「普天間飛行場代替施設建設のための造成用地」は除く）及び土地利用に変更はないものの、埋立承認後に実施した土質調査を踏

まえた地盤改良に伴い、工程の変更を含め、大幅な見直しとなっている。

地盤の安定性等に係る設計に関して最も重要な地点において必要な調査が実施されておらず、地盤の安定性等が十分に検討されていないことから、災害防止に十分配慮されているとは言い難い。

このようなことなどから、埋立ての動機となった土地利用が可能となるまで不確実性が生じており、普天間飛行場の危険性の早期除去にはつながらないため、「埋立ての動機となった土地利用が埋立によらなければ充足されない」ことについて、合理性があるとは認められない。

(2) 審査事項「埋立ての動機となった土地利用に当該公有水面を廃止するに足る価値があると認められるか。」に次の理由により適合しないと認められること

変更承認申請書による用途（「普天間飛行場代替施設建設のための造成用地」は除く）及び土地利用に変更はないものの、埋立承認後に実施した土質調査を踏まえた地盤改良に伴い、工程の変更を含め、大幅な見直しとなっている。

地盤の安定性等に係る設計に関して最も重要な地点において必要な調査が実施されておらず、地盤の安定性等が十分に検討されていないことから、災害防止に十分配慮されているとは言い難い。

このようなことなどから、埋立ての動機となった土地利用が可能となるまで不確実性が生じており、普天間飛行場の危険性の早期除去にはつながらないため、「埋立ての動機となった土地利用に当該公有水面を廃止するに足る価値」があることについて、合理性があるとは認められない。

(3) 審査事項「埋立地の土地利用開始予定時期からみて、今埋立てを開始しなければならぬか。」に次の理由により適合しないと認められること

変更承認申請書による用途（「普天間飛行場代替施設建設のための造成用地」は除く）及び土地利用に変更はないものの、埋立承認後に実施した土質調査を踏まえた地盤改良に伴い、工程の変更を含め、大幅な見直しとなっている。

本件事業の埋立ては既に開始されているものの、土地利用開始予定時期は、地盤改良の追加等に伴い延伸されることとなっている。

また、地盤の安定性等に係る設計に関して最も重要な地点において必要な調査が実施されておらず、地盤

の安定性等が十分に検討されていないことから、災害防止に十分配慮されているとは言い難い。

このようなことなどから、埋立地の土地利用開始時期にも不確実性が生じており、普天間飛行場の危険性の早期除去にはつながらないため、「埋立地の土地利用開始予定時期」について、合理性があるとは認められない。

(4) 審査事項「埋立をしようとする場所が、埋立地の用途に照らして適切な場所と云えるか。」に次の理由により適合しないと認められること

本件事業の埋立計画は、集落等の上空を避け環境問題や危険性の回避、既存の施設の一部を利用するなど「埋立地の用途に照らして適切な場所」であることに、一定の合理性は認められるものの、「埋立をしようとする場所」については、法第4条第1項第2号の審査結果でも記載しているとおり、埋立予定地に軟弱地盤が確認されたことを踏まえ、設計概要変更申請が行われているが、災害防止に十分配慮した検討が実施されていないことから、「埋立をしようとする場所」について、合理性があるとは認められない。

3 「国土利用上適正且合理的ナルコト」（法第4条第1項第1号）の要件を充足しないこと

(1) 審査事項「埋立ての規模及び位置が、適正かつ合理的か。」に次の理由により適合しないと認められること

本件事業の埋立計画は、集落等の上空を避け環境問題や危険性の回避、既存の施設の一部を利用するなど「埋立地の用途に照らして適切な場所」であることに、一定の合理性は認められるものの、「埋立をしようとする場所」については、法第4条第1項第2号の審査結果でも記載しているとおり、軟弱地盤が確認されたことを踏まえ、設計概要変更が行われているが、災害防止に十分配慮した検討が実施されていないことから、「埋立ての位置」について、合理性があるとは認められない。

4 「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮」（法第4条第1項第2号）の要件を充足しないこと

(1) 審査事項「護岸、その他の工作物の施工において、周辺の状態に対応して、生活環境への悪影響、水質の悪化、有害物質の拡散、にごりの拡散、水産物等への悪影響、大気汚染、騒音、振動、植生・動物への悪影響、自然景観への悪影響、文化財天然記念物等への悪影響、交通障害等の防止、その他環境保全に十分配慮した対

策（護岸等の構造の選定、作業機器の選定、工事工法の選定資材等の運搬の手段及び経路、その他）がとられているか。」に次の理由により適合しないと認められること

ア ジュゴンへの影響について

(7) 本件事業の実施がジュゴンに及ぼす影響について適切に情報が収集されておらず、よって適切な予測が行われていない。

a 公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並に当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（以下「省令」という。）第24条において、調査の手法を選定するに当たっては、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならないとされている。

b 国指定天然記念物であるジュゴンは、環境省において平成19年8月にレッドリストの絶滅危惧IA類に追加され、令和元年12月に公表された国際自然保護連合(IUCN)のレッドリストにおいて、日本の南西諸島に生息するジュゴンの地域個体群が絶滅危惧IA類にあると評価されておりへ可能な限り、本件事業の実施がジュゴンに及ぼす影響についての情報を収集するとともに、実行可能な範囲内において、ジュゴンへの環境保全措置を実施する必要がある。

c ジュゴンについては、平成30年9月以降嘉陽海域を主要な生息域としていた個体Aが確認されない状況が続いており、また、令和2年2月から6月、8月にジュゴンの可能性の高い鳴音が施行区域内で録音されるなど地域特性が変化していることから、海上工事による水中音の調査・解析や評価基準、環境保全措置を検証する必要がある。

d ジュゴンへの工事による影響については、海中土木工事及び作業船を予測対象工種とし、具体的には、杭打ち工事の杭打ち船や土砂を運搬する作業船（ガット船、土運船）等から発生する水中音を対象としている。

e 水中音の予測は、リーフによる仮想障壁の設定や、浅海域における吸収・反射の影響を強く受けると考えられるとして、海況や底質に依存す

る近距離音場の不規則性による効果を考慮しているが、大浦湾は、水深が 20m 以上の個所が存在するなど地形が複雑であることから、不確実性が含まれると考えられるが、変更前と同様な予測となっている。

f 埋立工事が行われ多数の船舶が航行していること等水中音を発する工事が実施されていることからすれば、水中音調査を実施し、予測値と実測値を比較し、必要に応じて、予測値の補正を行う等してより精度の高い水中音等を予測し、当該予測に基づき環境保全措置を検討することも実行可能である。

g ジュゴンについては、承認後の令和元年 12 月に公表された国際自然保護連合 (IUCN) のレッドリストにおいて、南西諸島に生息するジュゴンの地域個体群が絶滅危惧 IA 類に評価されている。ジュゴン保護の重要性や水中音を発する船舶が航行するなど地域特性に変化が生じていること、水中音の予測に不確実性が含まれることを鑑みると、水中音の調査を行わず、予測値と実測値の比較が行われていないことは、調査の手法について必要な水準が確保されているとは言えない。

よって、本件事業の実施がジュゴンに及ぼす影響について適切に情報が収集されておらず、適切な予測が行われているとは言えない。

(イ) 本件事業の実施により生じ得る環境への影響を回避又は軽減するために採り得る措置が的確に検討されておらず、措置を講じた場合の効果が適切に評価されていない。

a ジュゴンに対する水中音による影響について変更後の環境保全図書では、「ジュゴンが高い頻度で確認されていた安部から嘉陽地先西側の範囲においては、瞬時の音により障害や行動障害を引き起こす影響はなく、累積する音による障害や行動障害の影響もないと考えられます。」としている。

b また、沖縄県からの質問に対して事業者は、「変更後においても、変更前と同様に、初めて杭打ち工事を行う際に水中音を測定し、予測した音圧レベルを超過する場合やジュゴンの生息範囲における水中音圧レベルが評価基準以上となる場合には、杭打ち工事から発生する水中音を低減する対策を検討することが適切と考えています。この場合には、水中音の低減策を検討する

中で、必要に応じて、水中音の測定を継続することを考えています。他方、水中音の測定の結果、予測した音圧レベルを超過せず、かつ、ジュゴンの生息範囲における音圧レベルが評価基準を下回る場合は、ジュゴンへの影響は軽微と考えられるため、水中音調査を継続して実施する必要はないと考えています。」としている。

c ジュゴンについては、平成 30 年 9 月以降嘉陽海域を主要な生息域としていた個体 A が確認されない状況が続いており、一方で、令和 2 年 2 月から 6 月、8 月にジュゴンの可能性の高い鳴音が施行区域内で録音されるなど地域特性が変化しており、安部から嘉陽地先西側の範囲への水中音の影響に加え、ジュゴンが来遊した際の影響を考慮し、環境保全措置を検討する必要がある。しかしながら、変更前と同様な手法で、安部から嘉陽地先西側の範囲においては、瞬時の音による障害や行動障害を引き起こす影響の予測・評価となっており、ジュゴンの生息域に変化が生じていることを踏まえた環境保全措置となっておらず、的確に環境保全措置が検討されているとは認められない。

d また、事業者が設定しているジュゴンの水中音の評価基準 (障害:230db re: 1 μ pa 等) については、2019 年の論文において、当該評価基準よりも低い値が新たに提案されていることからすると、水中音によるジュゴンへの影響については、研究の進展によっては、更に低い値で影響を及ぼす可能性もあり、不確実性があるものと考えられる。

e 事業者は、事後調査において、水中音の測定の結果、予測した音圧レベルを超過せず、かつ、ジュゴンの生息範囲における音圧レベルが評価基準を下回る場合は、ジュゴンへの影響は軽微と考えられるため、水中音調査を継続して実施する必要はないとしている。

f 省令第 32 条第 2 項第 2 号では、「事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。」とされている。

g ジュゴンの水中音の評価基準に不確実性があることやジュゴンの生息範囲に変化が生じているにも関わらず、水中音の調査は、変更後においても、変更前と同様に、杭打ち工事の実施時期まで水中音の調査を実施しないとしており、更に、ジュ

ゴンの生息範囲における音圧レベルが評価基準を下回る場合は、ジュゴンへの影響は軽微と考えられるため、水中音調査を継続して実施する必要はないとしている。

事業者の行う事後調査では、杭打ち工事前にジュゴンが大浦湾に来遊した際の水中音による影響や、評価基準値以下の範囲内におけるジュゴンへの影響について確認することができず、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となっておらず、省令第32条第2項第2号に適合しているとは認められない。

よって、事業の実施により生じ得る環境への影響を回避又は軽減するために採り得る措置が的確に検討されておらず、措置を講じた場合の効果が適切に評価されていない。

イ 地盤改良に伴う盛り上がり箇所について

(ア) サンドコンパクションパイル工法(SCP工法)の実施に伴う地盤の盛り上がり環境に及ぼす影響について適切に情報が収集されていない。

a 省令第24条において、調査の手法を選定するに当たっては、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならないこととされている。

b 事業者は、・地盤改良に伴う盛り上がり箇所の調査について、「変更後の海底改変範囲は、変更前と比較して約1%増加したにとどまり、かつ、増加した範囲は変更前の海底改変範囲に隣接していることから、海底状況が大きく変化するものではありません。」としている。

c しかしながら、地盤改良として改良径2m及び1.6mのSCP工法を東側護岸の約1kmに約1万6千本実施することにより盛り上がる箇所は、水深が深くなる斜面部に位置しており、変更前の海底改変範囲に隣接しているとしても、海底改変範囲と異なる環境も含まれており、一般的に環境が異なると、生息している生物も異なると考えられ、また、盛り上がりの面積も1.8haと小さい範囲とはなっていない。

d 辺野古・大浦湾周辺の海域は、陸域から流れ込む河川、特異な地形的特徴を反映し、多様な生態系が狭い水域に組み合わさっており、ジュゴンやウミガメ類などの絶滅危惧種262種をはじめ、5,334種の生物が生息しており、ここ10数年の間に多くの希少種等が発見されている。

e SCP工法の実施に伴い地盤が盛り上がる箇所

は、水深が深くなる斜面部となっており、変更前の海底改変範囲と異なる環境が含まれていることを考慮した場合、盛り上がり箇所の調査が実施されていないことについて、調査の手法について必要な水準が確保されているとは言えない。

よって、地盤の盛り上がり環境に及ぼす影響について適切に情報が収集されておらず、適切な予測が行われているとは認められない。

以上のことから、審査事項「護岸、その他の工作物の施工において、周辺の状況に対応して、生活環境への悪影響、水質の悪化、有害物質の拡散、にごりの拡散、水産物等への悪影響、大気汚染、騒音、振動、植生・動物への悪影響、自然景観への悪影響、文化財天然記念物等への悪影響、交通障害等の防止、その他環境保全に十分配慮した対策(護岸等の構造の選定、作業機器の選定、工事工法の選定資材等の運搬の手段及び経路、その他)がとられているか。」に適合しない。

(2) 審査事項「埋立土砂等の採取・運搬及び投入において、埋立てに関する工事の施行区域内及び周辺の状況に対応して、生活環境への悪影響、水質の悪化、有害物質の拡散、にごりの拡散、水産生物等への悪影響、粉塵・飛砂、悪臭、害虫、大気汚染、騒音、振動、植生・動物への悪影響、自然景観への悪影響、文化財天然記念物等への悪影響、交通障害等の防止、その他環境保全に十分配慮した対策(埋立て工法の選定、作業機器の選定、埋立土等の運搬の手段及び経路の選定、土取場跡地の保全、その他)がとられているか。」に次の理由により適合しないと認められることアジュゴンへの影響について

(ア) 本件事業の実施がジュゴンに及ぼす影響について適切に情報が収集されておらず、よって適切な予測が行われていない。

a 省令第24条において、調査の手法を選定するにあたっては、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならないとされている。

b 国指定天然記念物であるジュゴンは、環境省において平成19年8月にレッドリストの絶滅危惧IA類に追加され、令和元年12月に公表された国際自然保護連合(IUCN)のレッドリストにおいて、日本の南

西諸島に生息するジュゴンの地域個体群が絶滅危惧 IA 類にあると評価されており、可能な限り、事業の実施がジュゴンに及ぼす影響についての情報を収集するとともに、実行可能な範囲内において、ジュゴンへの環境保全措置を実施する必要がある。

c ジュゴンへの工事による影響については、海中土木工事及び作業船を予測対象工種とし、具体的には、杭打ち工事の杭打ち船や土砂を運搬する作業船（ガット船、土運船）等から発生する水中音を対象としている。

d 水中音の予測は、リーフによる仮想障壁の設定や、浅海域における吸収・反射の影響を強く受けると考えられるとして、海況や底質に依存する近距離音場の不規則性による効果を考慮しているが、大浦湾は、水深が 20m 以上の個所が存在するなど地形が複雑であることから、不確実性が含まれると考えられる。

e 承認後は、埋立工事が行われ多数の船舶が航行していること等水中音を発する工事が実施されていることから、水中音調査を実施し、予測値と実測値を比較し、必要に応じて、予測値の補正を行う等してより精度の高い水中音等を予測し、当該予測に基づき環境保全措置を検討することも実行可能である。

f ジュゴンについては、承認後の令和元年 12 月に公表された国際自然保護連合 (IUCN) のレッドリストにおいて、南西諸島に生息するジュゴンの地域個体群が絶滅危惧 IA 類に評価されている。ジュゴン保護の重要性や水中音を発する船舶が航行するなど地域特性に変化が生じていること、水中音の予測に不確実性が含まれることを鑑みると、水中音の調査を行わず、予測値と実測値の比較が行われていないことは、調査の手法について必要な水準が確保されているとは言えない。

よって、事業の実施がジュゴンに及ぼす影響について適切に情報が収集されておらず、適切な予測が行われているとは言えない。

(イ) 事業の実施により生じ得る環境への影響を回避又は軽減するために採り得る措置が的確に検討されており、措置を講じた場合の効果が適切に評価されていない。

a ジュゴンに対する水中音による影響について変更後の環境保全図書では、「ジュゴンが高い頻度で確認されていた安部から嘉陽地先西側の範囲においては、瞬時の音により障害や行動阻害を引き起こ

す影響はなく、累積する音による障害や行動阻害の影響もないと考えられます。」としている。

b また、沖縄県からの質問に対して事業者は、「変更後においても、変更前と同様に、初めて杭打ち工事を行う際に水中音を測定し、予測した音圧レベルを超過する場合やジュゴンの生息範囲における水中音圧レベルが評価基準以上となる場合には、杭打ち工事から発生する水中音を低減する対策を検討することが適切と考えています。この場合には、水中音の低減策を検討する中で、必要に応じて、水中音の測定を継続することを考えています。他方、水中音の測定の結果、予測した音圧レベルを超過せず、かつ、ジュゴンの生息範囲における音圧レベルが評価基準を下回る場合は、ジュゴンへの影響は軽微と考えられるため、水中音調査を継続して実施する必要はないと考えています。」としている。

c ジュゴンについては、平成 30 年 9 月以降嘉陽海域を主要な生息域としていた個体 A が確認されない状況が続いており、一方で、令和 2 年 2 月から 6 月、8 月にジュゴンの可能性の高い鳴音が施行区域内で録音されるなど地域特性が変化しており、安部から嘉陽地先西側の範囲への水中音の影響に加え、ジュゴンが来遊した際の影響を考慮し、環境保全措置を検討する必要がある。しかしながら、変更前と同様な手法で、安部から嘉陽地先西側の範囲においては、瞬時の音による障害や行動阻害を引き起こす影響の予測・評価となっており、ジュゴンの生息域に変化が生じていることを踏まえた環境保全措置となっておらず、的確に環境保全措置が検討されているとは認められない。

d また、事業者が設定しているジュゴンの水中音の評価基準（障害：230db re:1 μ pa 等）については、2019 年の論文において、評価基準よりも低い値が新たに提案されていることから、水中音によるジュゴンへの影響については、研究の進展によっては、更に低い値で影響を及ぼす可能性もあり、不確実性があるものと考えられる。

e 事業者は、事後調査において、水中音の測定の結果、予測した音圧レベルを超過せず、かつ、ジュゴンの生息範囲における音圧レベルが評価基準を下回る場合は、ジュゴンへの影響は軽微と考えられるため、水中音調査を継続して実施する必要はないとしている。

f 省令第 32 条第 2 項第 2 号では、「事後調査を行う

項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること」とされている。

- g ジュゴンの水中音の評価基準に不確実性があることやジュゴンの生息範囲に変化が生じているにも関わらず、水中音の調査は、変更後においても、変更前と同様に、杭打ち工事の実施時期まで水中音の調査を実施しないとしており、更に、ジュゴンの生息範囲における音圧レベルが評価基準を下回る場合は、ジュゴンへの影響は軽微と考えられるため、水中音調査を継続して実施する必要はないとしている。

事業者の行う事後調査では、杭打ち工事前にジュゴンが大浦湾に来遊した際の水中音による影響や、評価基準値以下の範囲内におけるジュゴンへの影響について確認することができず、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となっておらず、省令第32条第2項第2号に適合しているとは認められない。

よって、事業の実施により生じ得る環境への影響を回避又は軽減するために採り得る措置が的確に検討されておらず、措置を講じた場合の効果が適切に評価されていない。

以上のことから審査事項「埋立土砂等の採取・運搬及び投入において、埋立てに関する工事の施行区域内及び周辺状況に対応して、生活環境への悪影響、水質の悪化、有害物質の拡散、にごりの拡散、水産生物等への悪影響、粉塵・飛砂・悪臭、害虫、大気汚染、騒音、振動、植生・動物への悪影響、自然景観への悪影響、文化財天然記念物等への悪影響、交通障害等の防止その他環境保全に十分配慮した対策（埋立て工法の選定、作業機器の選定、埋立土等の運搬の手段及び経路の選定、土取場跡地の保全、その他）がとられているか。」に適合しない。

- (3) 審査事項「埋立地の護岸の構造が、例えば、少なくとも海岸護岸築造基準に適合している等、災害防止に十分配慮されているか。」に次の理由により適合しないと認められること。

護岸や地盤の安定性能の照査方法については、港湾法第56条の2の2の規定に基づく港湾の施設に関する技術上の基準（以下「港湾基準」という。）により具体的に規定されており、当該基準については、国土交

通省港湾局監修による「港湾の施設の技術上の基準・同解説」（以下「港湾基準同解説」という。）において詳細に解説されている。また、技術検討会資料においても、主に、港湾基準を参照し地盤の安定性等について性能照査を行っている。このようなことから、「少なくとも海岸護岸築造基準に適合している等」については、港湾基準への適合状況について審査を行う。

ア 地盤改良箇所の状況

- a 改良が必要とされる地盤（「粘性土」と粘性土と砂質土の中間的な性質をもつ「中間土」）は、C護岸から護岸（係船機能付き）付近に分布しており、中でもC-1-1-1護岸のB-27地点付近において、粘性土（Avf-c層及びAvf-c2層）が水面下約90mに達している。また、B-27地点付近は、護岸設置箇所において唯一Avf-c2層が存在しており、一部未改良の粘性土が残置する計画となっているほか、地盤の安定性を保つために使用される軽量盛土の範囲が広範に渡っている。
- b B-27地点付近は、港湾法施行規則において規定されている、公共の安全その他の公益上の影響が著しいと認められる外郭施設（外周護岸）（港湾基準・同解説p10）の設置場所となっており、更に、飛行場として運用上重要な、滑走路の延長線上となっている。
- c これらのことから、供用後50年の使用を見込んでいる飛行場の安定的な運用を図る上でも、c-1-1-1護岸のB-27地点付近の地盤条件の設定が、災害防止に関して最も重要と考える。

イ B-27地点の力学的試験の必要性について

- a C-1-1-1護岸のB-27地点においては三軸圧縮試験等の力学的試験が実施されておらず、同地点付近に存在する粘性土のAvf-c2層のせん断強さについては、港湾基準・同解説p304に示された地盤物性値の推定に示された方法で検討して、S-3、s-20、B-58地点の三軸圧縮試験等の力学的試験から類推して求めている。
- b しかしながら、港湾基準及び港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（以下「告示」という。）第13条において「地盤条件については、地盤調査及び土質試験の結果をもとに、土の物理的性質、力学的特性等を適切に設定するものとする。」と規定されており、更に、その〔解釈〕として「地盤調査に当たっては、技術基準対象施設の構造、規模及び重要度、並びに当該施設を設け恒する地点周辺の性状を適切に考慮する。」とある（港湾基準・

同解説 p300)。

- c B-27 地点付近は、港湾法施行規則において規定されている、公共の安全その他の公益上の影響が著しいと認められる外郭施設(外周護岸)(港湾基準・同解説 p10)の設置場所となっている。また、粘性土(Avf-c 層及び Avf-c2 層)が水面下約 90m に達し、護岸設置箇所において唯一 Avf-c2 層が存在しており、更に、一部未改良の粘性土が残置する計画となっているほか、地盤の安定性を保つために使用される軽礫盛土の範囲が広範に渡っている。
- d Avf-c2 層のせん断強さは、護岸等の安定性能照査に用いられる照査用展度の算出にも関係しており、護岸の滑動、転倒及び支持力などの安定計算にも影響するなど、設計に大きく関わる。
- e 事業者は、港湾基準・同解説に基づく設計手法により検討しているものの、軟弱地盤の最深部が位置する B-27 地点において力学的試験を行わず、約 150m 離れた S-3 地点、約 300m 離れた S-20 地点、約 750m 離れた B-58 地点からせん断強さを類推しており、地点周辺の性状等を適切に考慮しているとは言い難い。
- f 軟弱地盤の最深部が位置する c-1-1-1 護岸直下の Avf-c2 層のせん断強さは、同一層と判断した他の 3 地点からの類推ではなく、B-27 地点における三軸圧縮試験等の力学的試験等を実施し、その結果をもって設定することが最も適切と考えられ、告示第 13 条に規定に適合しているとは認められない。

以上のことから、審査事項「埋立地の護岸の構造が、例えば、少なくとも海岸護岸築造基準に適合している等災害防止に十分配慮されているか。」に適合しない。

(4) 審査事項「埋立区域の場所の選定、埋立土砂の種類を選定、海底地盤又は埋立地の地盤改良等の工事方法の選定等に関して、埋立地をその用途に従って利用するのに適した地盤となるよう災害防止につき十分配慮しているか。」に次の理由により適合しないと認められること。

ア 地盤改良箇所の状況

- a 上記第 2 の 4(3) アで示したとおり、供用後 50 年の使用を見込んでいる飛行場の安定的な運用を図る上でも、C-1-1-1 護岸の B-27 地点付近の地盤条件の設定が、災害防止に関して最も重要と考える。

イ B-27 地点の力学的試験の必要性について

- a B-27 地点において三軸圧縮試験等の力学的試験が

実施されておらず、c-1-1-1 護岸直下の Avf-c2 層のせん断強さについては、港湾基準・同解説 p304 に示された地盤物性値の推定に示された方法で検討して、S-3、S-20、B-58 地点の三軸圧縮試験等の力学的試験から類推して求めている。

- b しかしながら、告示第 13 条において「地盤条件については、地盤調査及び土質試験の結果をもとに、土の物理的性質、力学的特性等を適切に設定するものとする。」と規定されており、更に、その「解釈」として「地盤調査に当たっては、技術基準対象施設の構造、規模及び重要度、並びに当該施設を設置する地点周辺の性状を適切に考慮する。」とある(港湾基準・同解説 p300)。
- c 事業者は、港湾基準・同解説に基づく設計手法により検討しているものの、軟弱地盤の最深部が位置する B-27 地点において力学的試験を行わず、約 150m 離れた S-3-10- 地点、約 300m 離れた S-20 地点、約 750m 離れた B-58 地点からせん断強さを類推しており、地点周辺の性状等を適切に考慮しているとは言い難い。
- d 軟弱地盤の最深部が位置する c-1-1-1 護岸直下の Avf-c2 層のせん断強さは、同一層と判断した他の 3 地点からの類推ではなく、B-27 地点における三軸圧縮試験等の力学的試験等を実施し、その結果をもって設定することが最も適切と考えられ、告示第 13 条に規定に適合しているとは認められない。

ウ 施工時の地盤の安定性について

- a 告示第 3 条において、「技術基準対象施設の性能照査は、作用、供用に必要な要件及び当該施設の保有する性能の不確定性を考慮できる方法又はその他の方法であって信頼性の高い方法によって行わなければならない。」と規定されている(港湾基準・同解説 p24)。
- b 施工時の地盤の安定性能照査について、c-1-1-1 護岸付近には深い谷地形があり、護岸設置箇所において唯一粘性土の Avf-c2 層が存在しているが、c-2-1-1 護岸付近には粘性土がわずしか存在しないなど、護岸毎の地盤条件が異なることから、これらの不確定性を考慮する必要があると考える。
- c 事業者は、施工時の安定計算に用いる部分係数は、港湾基準・同解説 p749 を参考とし、施工中に計測施工を行う前提で、C-1 護岸～C-3 護岸、護岸(係船機能付き)について、一律に部分係数 $\gamma_s=1.00$ 、 $\gamma_r=1.00$ 、調整係数 $m=1.10$ としたとしている。
- d 事業者に対し、安定計算に用いる調整係数 m を一

律に下限値の1.10とするのではなく、護岸毎に地盤条件や施設の重要性を勘案し、合理的な値を設定する必要がある旨を確認したところ、事業者から、①引用元の論文を参考文献とした上で、それでもなお、港湾基準・同解説において計測施工を実施する場合は、1.10以上とすることができるとされている、②「道路土工盛土指針(平成22年度版)」に情報化施工を適用する場合には盛土施工直後の安全率を1.1としてよいとされている、③第6回技術検討会において、動態観測を行うのであれば調整係数を1.10とすることは妥当との意見が委員から述べられている、との説明はあったものの、護岸毎の地盤条件や施設の重要性の勘案についての説明はなかった。

- e 一方で、事業者は、完成時(永続状態)においては、港湾基準・同解説 p1,070 に基づき、粘性土の変動係数等で区分して部分係数、調整係数を設定している。
- f 港湾基準・同解説 p13 には、「具体的な性能照査の手法の選択や許容される安全性余裕を表す指標及び変形量等の限界値の設定は、設計者の判断を尊重している」とされているが、事業者からは、性能照査にあたって地盤条件等の不確定性をどのように判断し、調整係数 m を1.10と設定したか明確に示されていない。
- g 調整係数は、地盤条件の不確定要素を調整するための係数であり、B-27地点の力学的試験の必要性にも関わってくる。軟弱地盤の最深部があるB-27地点が、地盤の安定性について最も危険な断面であり、B-27地点の地盤条件を力学的試験等により適切に設定することが、不確定性を考慮できる方法の1つであると考えます。
- h したがって、B-27地点の地盤条件を適切に設定しておらず、地盤の均一性や地盤定数の信頼性等の区分についても合理的な説明がないため、どのように不確定性を考慮したか不明であり、告示第3条への適合について判断できない。なお、B-27地点で力学的試験等を実施した場合のせん断強さの値は変わる可能性があり、それに伴い、完成時の作用耐力比の値も変わる可能性がある。

エ 地盤改良工法の実績(地盤改良深度をC.D.L.-70mまでとし、約20mの未改良部が残ること)について

- a 告示第43条において準用する第39条において準用する第49条第1項において「主たる作用が自重である永続状態に対して、地盤のすべり破壊の生

じる危険性が限界値以下であること。」と規定されている。

- b 事業者は、SCP工法について、韓国において改良径2mと1.6mを深度C.D.L.-70mまで実施した実績があるとしており、本事業においては、深度C.D.L.-70m以深の粘性土約20mが未改良部で残るとしている。
- c 深度C.D.L.-70m以深の地盤改良については、これまでに施工実績がないことから、現時点における技術力では施工できないものと考えられる。
- d 一方、事業者は、地盤の円弧すべりについて、地盤改良箇所を通過するすべりと、地盤改良せずに軟弱地盤が存置する箇所を通過するすべりを検討し、どちらも作用耐力比が1.0未満であることから、安定性能照査基準を満足しているため、約20mの未改良部が残ることが、設計上問題があるとは言えない。
- e しかしながら、作用耐力比の算出には地盤のせん断強さが関係することから、B-27地点の力学的試験の必要性にも関わってくる。c-1-1-1護岸のB-27地点付近に存在する粘性土のAvf-c2層のせん断強さは、同一層と判断した他の3地点からの類推であるため、B-27地点で力学的試験等を実施した場合のせん断強さの値は変わる可能性があり、それに伴い、作用耐力比の値も変わる可能性がある。
- f 軟弱地盤の最深部が位置するc-1-1-1護岸直下のAvf-c2層のせん断強さは、同一層と判断した他の3地点からの類推ではなく、B-27地点における三軸圧縮試験等の力学的試験等を実施し、その結果をもつて設定することが最も適切と考える。
また、B-27地点の力学的試験を実施していないことについて、性能照査にあたっては、適切に不確定性を考慮する必要があると考えられる。

以上のことから、審査事項「埋立区域の場所の選定、埋立土砂の種類を選定、海底地盤又は埋立地の地盤改良等の工事方法の選定等に関して、埋立地をその用途に従って利用するのに適した地盤となるよう災害防止につき十分配慮しているか。」に適合しない。

以上

(3) 2023年3月16日付け高裁判決骨子

令和4年（行ケ）第2号 地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与（裁判）の取消請求事件

判 決 骨 子

1 事案の概要

5 本件は、原告（沖縄県知事）が、沖縄県宜野湾市所在の普天間飛行場の代替施設を同県名護市辺野古沿岸域に設置するための公有水面の埋立てに関し沖縄防衛局がした埋立地用途変更・設計概要変更承認申請（本件変更承認申請）につき、不承認処分（本件変更不承認処分）を行ったところ、その後、被告（国土交通大臣）が行政不服審査法（行審法）に基づき上記処分を取り消す旨の裁判（本件裁判）をしたことに関し、本件裁判が無効であり、違法な関与に当たると主張して、
10 地方自治法251条の5第1項に基づき、その取消しを求める事案である。

2 当裁判所の判断の骨子

当裁判所は、以下のとおり判断し、本件裁判は有効であり、関与取消訴訟の対象となる「国の関与」に当たらないから、原告の訴えは不適法なものであるとして、
15 却下した。

- (1) 国の機関等が受ける変更承認に係る処分（公有水面埋立法13条ノ2、42条3項）は、一般私人が受ける場合との比較において処分要件等に実質的な差異があるとはいえないため、一般私人が立ち得ないような立場において相手方となるものとはいえず、行審法7条2項にいう「固有の資格」において処分の
20 相手方となるものではないから、本件変更不承認処分を取り消す旨の本件裁判は、行審法に基づく審査請求に対する裁判に当たる。
- (2) 法定受託事務に係る都道府県知事の処分について国の機関から審査請求がされた場合において、所管大臣が審査庁となり得ないと解することはできない。
- (3) 本件裁判につき、審査庁としての立場を放棄し行政不服審査に名を借りた権
25 限の濫用があると認めることはできない。

以上

令和4年（行ケ）第3号 地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与（是正の指示）の取消請求事件

判 決 骨 子

1 事案の概要

5 本件は、原告（沖縄県知事）が、沖縄県宜野湾市所在の普天間飛行場の代替施設を同県名護市辺野古沿岸域に設置するための公有水面の埋立てに関し沖縄防衛局がした埋立地用途変更・設計概要変更承認申請（本件変更承認申請）につき、不承認処分（本件変更不承認処分）を行ったところ、その後、被告（国土交通大臣）が行政不服審査法（行審法）に基づき上記処分を取り消す旨の裁決（本件裁決）を行うとともに、沖縄県に対して本件変更承認申請を承認するよう是正の指示（本件是正の指示）をしたことに関し、同指示が違法無効であると主張して、
10 地方自治法251条の5第1項に基づき、その取消しを求める事案である。

2 当裁判所の判断の骨子

当裁判所は、以下の(1)の判断を前提とし、本件変更不承認処分の適否につき以下
15 下の(2)から(5)までのとおり判断して、同処分には裁量権の逸脱又は濫用の違法があるとした本件是正の指示が適法であると認め、原告の請求を棄却した。

(1) 裁決と是正の指示とは、制度の目的、規律する法律関係及び法的効果を異にするものである。原告が、本件変更不承認処分の処分理由を本件是正の指示の取消しを求める本件訴訟において主張することは、本件裁決の拘束力（行審法
20 52条）によって制限されない。（争点1）。

本件裁決に無効事由はなく（争点2）、本件裁決を重ねて本件是正の指示を行うこと自体は権限の濫用とはいえない（争点3）。

(2) 災害防止要件（公有水面埋立法4条1項第2号）に係る判断においては、海底等の地盤条件に関する情報に不確定性があることが前提とされ、また、護岸
25 の設計については、港湾法所定の技術基準への適合性が求められ、この技術基準を具体化したものとして一般的な合理性を有する「港湾基準・同解説」が記

述する性能照査の手法等に照らして、不合理な点がないかが審査される。

軟弱地盤の判明に伴って行われた本件の設計変更の内容は、上記の手法等に沿ったものであると認められる。

原告の処分理由は、①護岸直下の最深部を含むB-27地点の力学的試験を
5 欠くことや、②施工時の安定性照査での調整係数の設定の誤りを指摘するが、
上記の性能照査の手法等を超えてより厳格な審査を行うものであり、裁量権の
逸脱又は濫用がある（争点4）。

(3) 変更申請における環境保全要件（同項第2号）に係る判断においては、当初
の承認処分において適法とされた環境保全配慮の水準につき、その見直しを必
10 要とするような知見の進展、地域特性の変容及び工事内容の変更等がもたらす
重要な変化の有無の審査がされる。

原告の処分理由は、①ジュゴンの生息状況の変化や、②地盤改良工事に伴う
海底面変更範囲の拡大を指摘するが、上記の重要な変化に当たるものとは認め
られず、裁量権の逸脱又は濫用がある（争点5）。

15 (4) 変更申請における「国土利用上適正且合理的ナルコト」（同項第1号）に係
る判断においては、当初の承認処分において種々の考慮要素を総合考慮しその
適合性が認められたことを前提として、各考慮要素における重要な変化の有無
の審査がされる。

①本件変更承認申請の内容は、上記の考慮要素に重要な変化をもたらすもの
20 ではなく、②完成までにさらに約9年1月の工程を要することになったとして
も、普天間飛行場の危険性を早急に除去するという本件埋立事業の政策課題と
整合しなくなったとはいえないから、第1号要件を欠くとする原告の主張は、
合理性を欠き、裁量権の逸脱又は濫用がある（争点6及び7）。

(5) 埋立地の用途や設計の概要の変更に関する「正当ノ事由」（13条ノ2第1
25 項）に係る判断においては、当初の承認処分が適法であることを前提として、
変更という形式で工事内容等を変更することの可否の審査がされる。

当初の出願時における地盤に関する調査不足を理由として「正当ノ事由」を欠くとする原告の主張は、原告が当初の承認処分において専門的知見に基づく検討を経た上で災害防止要件に適合すると判断していた以上、合理性を欠き、裁量権の逸脱又は濫用がある（争点8）。

5

以上

(4) 知事コメント

(関与取消訴訟の上告受理申立理由書について)

県は、辺野古新基地建設に関する埋立変更不承認処分について、国がなした違法な関与2件（裁決・是正の指示）をいずれも取り消すよう福岡高等裁判所那覇支部に求めてきました。

裁決の取消しを求めた訴訟では、埋立変更承認手続で埋立の工期を変更するためには県の審査が不要とされている国と、審査を必要とする一般私人とでは、法律上の違いは明白であるにもかかわらず、今回、裁判所は、実質的に両者に違いはなく、沖縄防衛局は私人と同様に行政不服審査法に基づき審査請求できるから裁決は有効であると判断しております。

また、是正の指示の取消しを求めた訴訟では、今回、裁判所は県の主張を一部認め、公有水面埋立法の要件審査を行っていますが、憲法で保障された地方自治の本旨に反して知事の裁量権を極めて狭く解釈し、県の処分が裁量権の逸脱又は濫用にあたりと判断しており、到底納得できるものではありません。

まず、災害防止要件については、専門技術的な知見に基づく知事の判断に不合理な点があるか否かを審査しなければならないにもかかわらず、本来、審査基準を判断するための参考にすぎない公益社団法人日本港湾協会が発行している一般の解説書を審査基準としており、法定受託事務における都道府県知事の自主性、自立性により認められた知事の裁量を狭めるものであり容認できるものではありません。

次に、環境保全要件については、これまでとは異なる特別な

事情がなければ、環境の変化に応じて行うべき環境保全配慮水準の変更は認められないと判断しましたが、令和4年度ジュゴン保護対策事業報告書においても、ジュゴンの生息が示唆されたとの結果が得られたところであり、従来の環境保全配慮水準では、不十分と言わざるを得ません。

さらに、税金を用いて行われる公共事業において、事業期間の大幅な延長が事業実施の是非を判断する重要な要素となることは、県民、国民も広く賛同するものと考えています。

今回、裁判所は、長い期間を要したとしても辺野古新基地建設が合理的であると自ら判断しましたが、工期を当初の承認と比べて実質3倍以上となる長期化した事業は、前述の県民、国民の感覚からはかけ離れたものと言わざるを得ません。

私は、変更不承認処分を行うにあたり、土木工学の専門家の意見を聞くなど専門技術的な知見に基づき、公有水面の埋立てに関して権限と責任を有する知事として、適正に判断したところです。

今回の裁判所の判断は、地域住民の利益を守るために公有水面埋立法によって認められた知事の裁量を否定したものであり、憲法で保障された地方自治の本旨から許されるものではなく、地方分権改革による地方自治法の改正により、国と地方公共団体が対等・協力の関係となった趣旨からも到底容認できません。

このため、県は、令和5年3月16日に最高裁判所に上告し、本日、県の主張をまとめた上告受理申立理由書を提出したものの

であり、最高裁判所におかれましては、我が国の憲法が司法に託した「法の番人」としての矜持と責任の下、憲法の保障する地方自治の本旨を踏まえ、公平・中立な判断をされることを期待いたします。

私は、県の変更不承認処分が正当であるとの確信のもと、県民の民意に応え、辺野古に新しい基地を造らせないという公約の実現に向けて、引き続き、全身全霊で取り組んでまいります。

県民、国民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和5年4月10日

沖縄県知事 玉城 デニー



辺野古訴訟支援研究会 共催：オール沖縄会議